

お知らせ (相馬港入出港の際の留意事項)

平成25年5月31日

福島県相馬港湾建設事務所

東北地方整備局小名浜港湾事務所

福島海上保安部

- 1 相馬港及び周辺海域には、漂流物、瓦礫等の水中障害物が依然として存在するおそれがありますので、船舶の航行に当たり十分注意してください。
- 2 相馬港入出港の航行径路は、北航路とします。
- 3 相馬港内では、別添図のとおり水深減少が認められています。
 - ① 北航路入口部
障害物が存在しており、周辺の水深－1.7mに対して、最大3m程度の減少がみられる。
 - ② 北航路
－1.5mの計画水深に対して、最大2m程度の減少がみられる。
 - ③ －1.4m航路
－1.4mの計画水深に対して、最大2.5m程度の減少がみられる。
 - ④ －1.4m泊地
－1.4mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられる。
 - ⑤ －1.2m泊地
－1.2mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられる。
 - ⑥ －1.2m航路
－1.2mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられる。
 - ⑦ －7.5m泊地（1号ふ頭第5号岸壁前面）

－ 7.5 mの計画水深に対して、最大4 m程度の減少がみられる。

⑧ ー 7.5 m泊地（2号ふ頭第2、3号岸壁前面）

－ 7.5 mの計画水深に対して、最大5.5 m程度の減少がみられる。

⑨ ー 5.5 m泊地

－ 5.5 mの計画水深に対して、最大2.5 m程度の減少がみられる。なお、1号ふ頭第1、2号岸壁前面はー 5.5 mの水深が確保されている。

⑩ 第1船だまり

－ 3 mの計画水深に対して、最大1.5 m程度の減少がみられる。

4 東日本大震災により沖防波堤が広範囲に渡って損壊しており、以前に比較し港内の静穏度は低下しています。

5 相馬港で航行可能な水域及び利用可能な係留施設は、次のとおりです。

なお、各係留施設の利用を希望する際は、福島県相馬港湾建設事務所までご連絡願います。

(1) 航行可能な水域

調査中の水域を除き、制限はありませんが、港内には水中障害物が存在することから、航行には十分注意してください。

(2) 利用可能な係留施設（別添図参照）

名 称	延長 (m)	水深 (m)	備考
1号ふ頭			公共ふ頭 エプロンの使用には重量制限あり
第1号岸壁	90m	－5.5m	
第2号岸壁	90m	－5.5m	
第3号岸壁	130m	－7.5m	
第4号岸壁	130m	－7.5m	一部損壊（使用可能延長は86m）

第5号岸壁	130m	-7.5m	一部損壊（使用可能延長は115m） 石炭灰荷役に限る
第7号岸壁	90m	-5.5m	
第8号岸壁	90m	-5.5m	
2号ふ頭			公共ふ頭
第1号岸壁	90m	-5.5m	
第4号岸壁	240m	-12m	
5号ふ頭			専用棧橋 専用棧橋 専用ドルフィン
第1号揚炭棧橋	280m	-14m	
第2号揚炭棧橋	280m	-14m	
揚油ドルフィン	140m	-7.5m	